

(案)

堺市立小・中学校の 規模及び配置の適正化に関する基本方針

令和9（2027）年 月
堺市教育委員会



目次

第1章 基本方針策定の背景	1
(1) <u>本市の人口推計</u>	1
(2) <u>児童生徒数の推計</u>	2
(3) <u>学級数の推計</u>	3
(4) <u>国の動向</u>	4
(5) <u>本市の取組</u>	5
第2章 基本方針の策定の目的と位置づけ	6
(1) <u>基本方針策定の目的</u>	6
(2) <u>基本方針の位置づけ</u>	6
第3章 学校規模	7
(1) <u>学校の規模別学校数の推計</u>	7
(2) <u>学校規模適正化の観点</u>	8
(3) <u>適正規模の範囲</u>	11
第4章 学校配置	13
(1) <u>基本的な考え方</u>	13
(2) <u>通学距離及び時間の基準</u>	13
(3) <u>通学区域（地域）との関係</u>	14
第5章 めざす姿	15
第6章 学校規模及び配置の適正化の方策	16
(1) <u>取組の基本的な考え方</u>	16
(2) <u>取組手法</u>	16
第7章 学校規模及び配置の適正化に係る留意事項	19
(1) <u>児童生徒及び保護者の視点</u>	19
(2) <u>地域の視点</u>	19
(3) <u>児童生徒の意見</u>	20
(4) <u>安全・安心な通学路の確保</u>	20
(5) <u>再編校の施設整備</u>	21
(6) <u>学校跡地の利活用</u>	21
第8章 基本方針の推進及び検証	22
(1) <u>行動指標</u>	22
(2) <u>基本方針の見直し</u>	23
<u>用語解説</u>	24





第 1 章 基本方針策定の背景

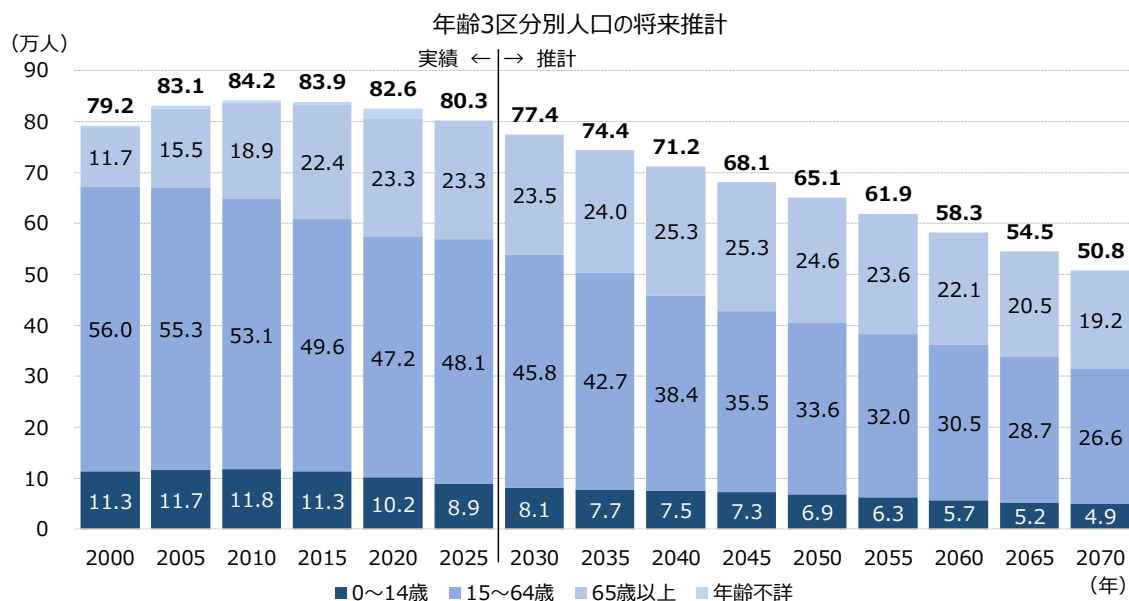
(1) 本市の人口推計



本市の総人口は、2012 年 6 月の 84 万 2,988 人をピークに減少が続いており、2045 年には 70 万人を下回ると推計されています。

人口構成を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は今後一貫して減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）は 2045 年頃まで増加し、その後減少に転じることが見込まれています。また、人口構成比においても、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下する一方で、高齢者人口の割合は上昇すると予測されています。

こうした人口構造の変化は、本市の地域社会や行政サービスをはじめ、学校教育を取り巻く環境にも変化をもたらすことが見込まれます。特に、年少人口の減少は、将来的な児童生徒数の減少につながり、学校の小規模化や学校規模の地域的な偏りが進む要因となることが考えられます。



※「堺市基本計画 2030」から引用。ただし、2025 年の数値は、国が令和 8 年 9 月 29 日に公表した、令和 7 年国勢調査に係る堺市の人口等基本集計結果（確報値）に置き換えている。

(2) 児童生徒数の推計



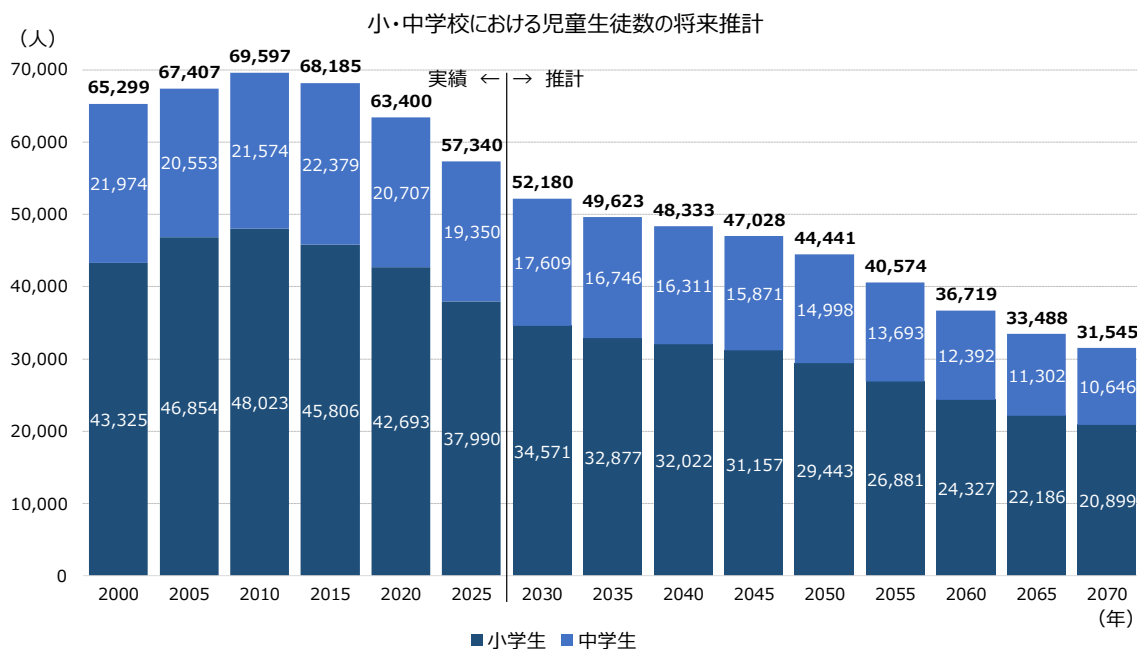
2025 年 5 月 1 日現在、小学校は 92 校で児童数は 37,990 人、中学校は 43 校で生徒数は 19,350 人です。

児童生徒数は、少子化の進行に伴い今後も減少傾向での推移が見込まれています。

「(1) 本市の人口推計」で示した年少人口の将来推計における減少傾向を基に試算したところ、2030 年における児童数は 2025 年の 37,990 人から約 3,400 人減少し 35,000 人を下回り、生徒数は 19,350 人から約 1,700 人減少し 18,000 人を下回ると推計されます。

また、2045 年までに、児童数は 32,000 人を下回り、生徒数は 16,000 人を下回る見込みです。

「(1) 本市の人口推計」で示した年少人口の減少を反映し、小学校における児童数の減少が先行して進み、その後、中学校においても生徒数の減少が進行することが見込まれます。



※各年 5 月 1 日現在（中学校夜間学級を除く）。なお、2005 年に旧美原町と合併している。2030 年以降の児童生徒数は、「堺市基本計画 2030」における将来推計人口をもとに試算している。

(3) 学級数の推計



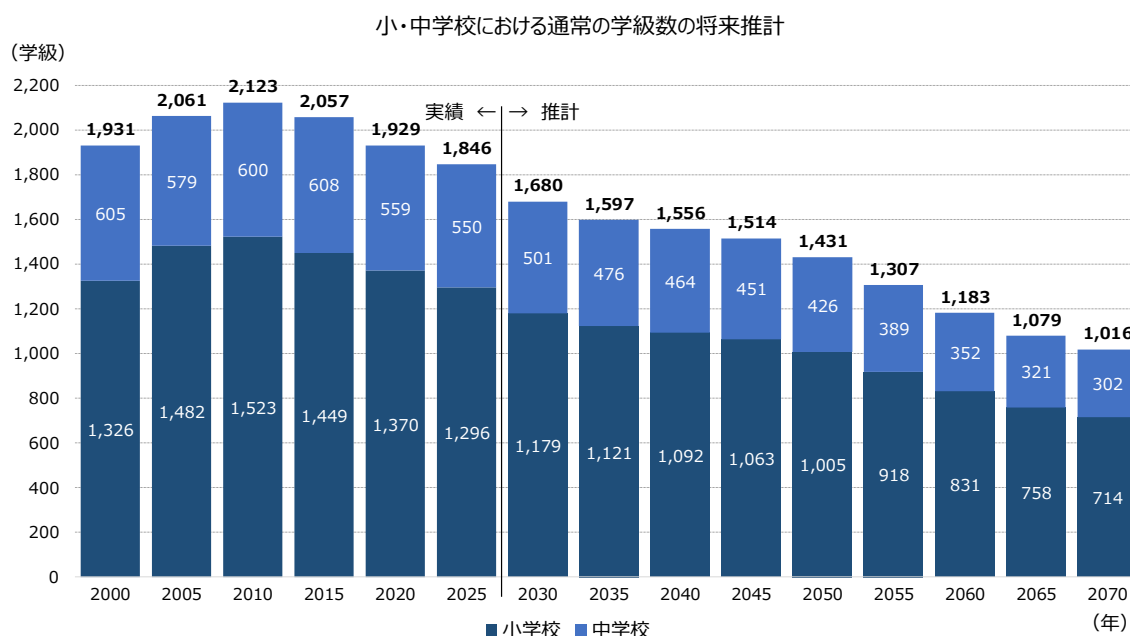
2025 年 5 月 1 日現在、小学校は 1,296 学級、中学校は 550 学級です。

学級数（支援学級を除く。中学校は夜間学級を除く。以下同じ。）についても、児童生徒数の減少に伴い、今後減少傾向で推移することが見込まれます。

「（１）本市の人口推計」で示した年少人口の将来推計における減少傾向をもとに試算したところ、2030 年における小学校の学級数は、2025 年の 1,296 学級から 100 学級以上減少し 1,200 学級を下回り、中学校の学級数は 550 学級から約 50 学級減少し約 500 学級となると推計されます。

また、2045 年までに、小学校は 1,100 学級を下回り、中学校は約 450 学級となる見込みです。

このように今後、児童生徒数の減少に伴い、小学校及び中学校の学級数についても減少が続くと見込まれます。



※各年 5 月 1 日現在（中学校夜間学級を除く）。なお、2005 年に旧美原町と合併している。2030 年以降の学級数は、「堺市基本計画 2030」における将来推計人口をもとに試算している。

(4) 国の動向



国においては、人口減少や少子化の進行に伴い学校の小規模化が進む中、児童生徒にとってより良い教育環境を確保する観点から、学校規模及び配置の適正化に関する取組が進められています。

文部科学省は、平成 27（2015）年 1 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」（以下「平成 27 年文部科学省手引」という。）を策定し、学校規模の適正化に当たっては、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合いながら学ぶことを通じて資質や能力を育むという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模を確保することの重要性が示されました。

その後も人口減少や少子化が継続する中、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しています。平成 29（2017）年には学習指導要領の告示により「主体的・対話的で深い学び」が重視され、また令和元（2019）年度からは、児童生徒向けの 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGA スクール構想」が推進されています。さらに、「令和の日本型学校教育」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させることが求められており、多様な人との関わりを通じた学びの重要性が改めて示されています。

このような状況を踏まえ、文部科学省は、「令和の日本型学校教育」を推進するため調査研究協力者会議を設置し、今後の学校規模及び配置に関する考え方について検討を行いました。

その結果を踏まえ、文部科学省は、平成 27 年文部科学省手引に必要な修正を行い、令和 8（2026）年 8 月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（改訂版）」（以下「文部科学省手引」という。）を公表しました。この文部科学省手引では、従来の考え方を踏まえつつ、広域化（各市町村が周辺市町村を巻き込んで適正規模・適正配置を検討）、総合化（地域の未来を考える視点で適正規模・適正配置を検討）及び現代化（学校教育の変化を踏まえて適正規模・適正配置を検討）という新たな観点が示されています。加えて、学校規模及び配置の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件を改善する観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものとして示されています。その上で、学校は教育の施設であるだけでなく地域コミュニティの核であること等、学校が持つ多様な機能にも留意し、当事者である児童生徒や保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「学校を核とした地域づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことの重要性が示されています。

(5) 本市の取組



本市では、平成 10（1998）年 7 月に「21 世紀に向けた堺市教育行政の在り方」について、堺市教育改革審議会に諮問し、同審議会から平成 12（2000）年 8 月に答申を受理し、その趣旨や教育効果の観点を踏まえ、平成 14（2002）年 8 月に、本市の小規模校の活性化に対する「堺市小規模校基本方針」を策定しました。

その後、以下の再編を実施し、学校規模及び配置の適正化に取り組んできました。

再編年度	再編校の校名	再編前のそれぞれの学校の校名
平成 17（2005）年度	はるみ小学校	晴美台小学校 ・ 晴美台東小学校
平成 19（2007）年度	新湊小学校	湊小学校 ・ 湊西小学校
平成 25（2013）年度	泉北高倉小学校	高倉台小学校 ・ 高倉台西小学校
平成 30（2018）年度	原山ひかり小学校	原山台小学校 ・ 原山台東小学校

また、本市の教育振興基本計画である「未来をつくる堺教育プラン」を平成 23（2011）年に策定して以来、第 2 期、第 3 期と継承、発展させ、令和 8（2026）年 2 月に「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」を策定しました。同プランでは、学校規模及び配置の適正化についても、学校の持つ教育機能を十分に発揮する観点から重要な施策として位置づけ、学校規模に起因する様々な教育課題の解消を図るため、児童数の推移等を踏まえながら学校の再編を進めることとしています。

この間には、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化の進行や学校間の規模格差の拡大といった状況を踏まえ、令和 7（2025）年度に、学校の規模及び配置の在り方について検討を行うため「堺市小中学校の規模及び配置の在り方検討懇話会」を開催し、有識者や保護者等から幅広く意見の聴取を行いました。同懇話会では、「基本方針の見直しが必要」「中学校区にこだわらない再編や中学校と小学校の再編等、柔軟に効果的な手法を検討すべき」等の貴重な意見が示されました。

これらの意見を踏まえ、令和 8（2026）年度に、「（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針の策定に関する事項」及び「堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する事項」について、更に意見を聴取するため、「（仮称）堺市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針策定検討懇話会」を開催しました。



第2章 基本方針の策定の目的と位置づけ

(1) 基本方針策定の目的



国の動向及び本市のこれまでの取組を踏まえ、将来にわたり児童生徒にとってより良い教育環境の充実を図る必要があります。

このため、本市における学校規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方を示すものとして、本方針を策定しました。本方針は、学校規模及び配置の適正化の当事者である児童生徒、保護者、地域住民等と学校を取り巻く現状や将来見通しを共有し、今後の取組の方向性について共通理解を図ることで、すべての児童生徒がより良い教育環境の中で学び、成長するための基盤の整備に資することを目的としています。

(2) 基本方針の位置づけ

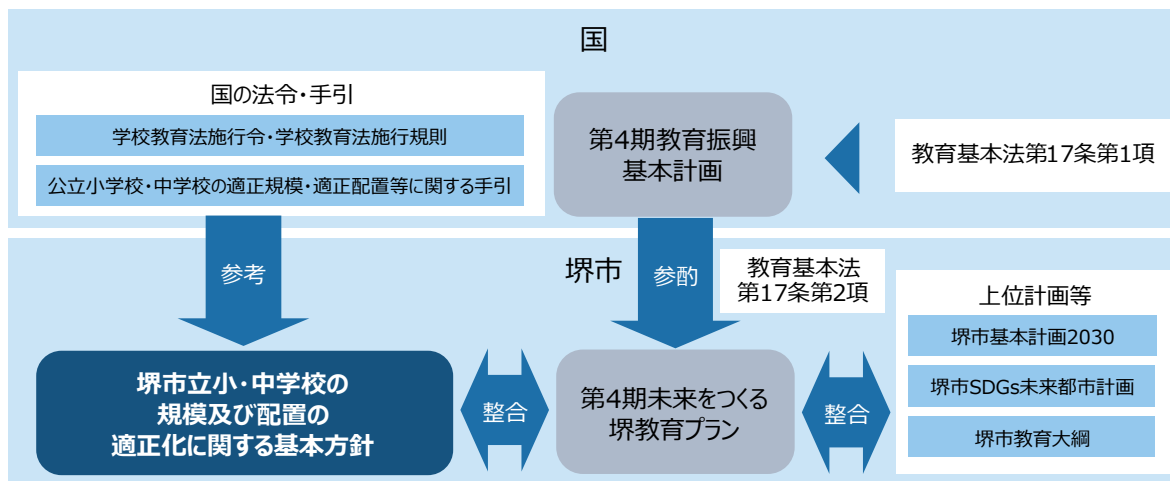


「第4期未来をつくる堺教育プラン」は、第3期プランを継承・発展させ、すべてのこどもの多様性が認められ、多様な選択ができる環境のもと、自らの人生を主体的に切り開き、未来を創造する力を育む教育の実現をめざして策定しました。

同プランでは、基本的方向性の一つである「こども・学校を支える教育環境」において、こどもを中心にすべての人が連携・協働し、学びを支える教育環境を充実させることを示しています。また、基本施策「持続可能な教育環境」では、児童生徒が適切かつ効果的に学習できる教育環境の実現をめざすことを示しています。

本方針は、同プランにおける基本的方向性及び基本施策の実現に資するものとして、本市における学校規模及び配置の適正化に関する基本的な事項を定めるものです。

また、本方針の策定に当たっては、学校教育法施行令・学校教育法施行規則や文部科学省手引等の趣旨を踏まえています。





第3章 学校規模

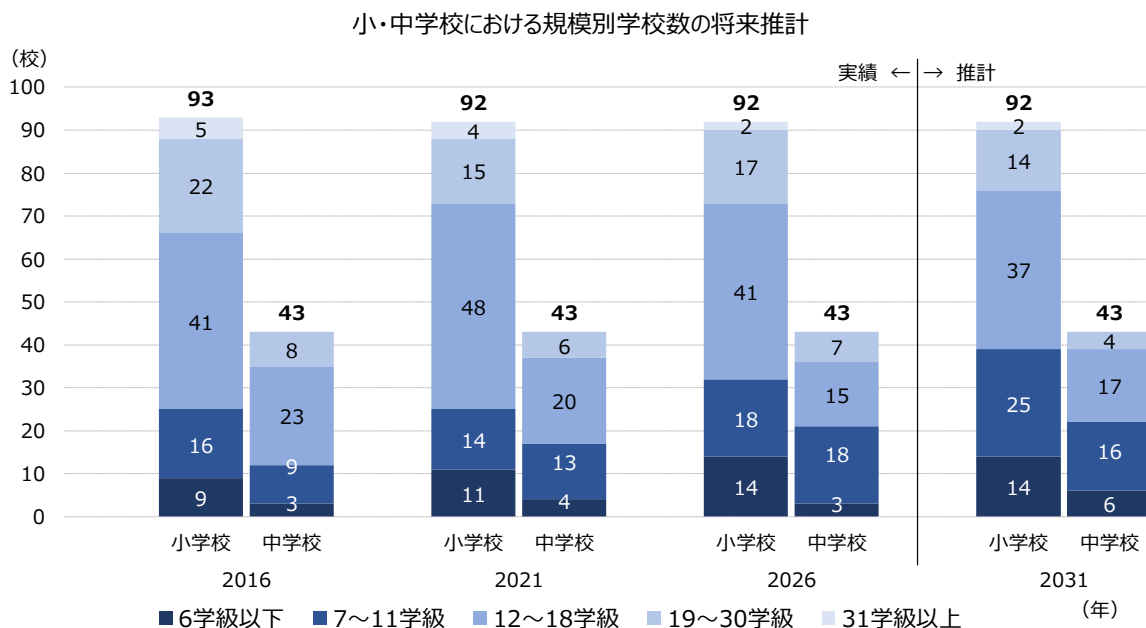
(1) 学校の規模別学校数の推計



小・中学校における規模別学校数の将来推計を見ると、小学校では、学校教育法施行規則や文部科学省手引において標準的な学校規模とされる12～18学級の学校が減少する一方で、これを下回る11学級以下の学校が増加する見込みです。また、11学級以下でクラス替えができない学年がある小学校は、2026年には32校と全92校の3割超を占め、さらに2031年には39校と4割超に増加する見込みであり、小学校の小規模化が進行することが見込まれます。

中学校では、11学級以下の学校数は2026年の21校から2031年には22校と大きな変化はないものの、6学級以下の学校が増加するなど、小規模化の進行が見込まれます。

一方で、小・中学校ともに19学級以上の学校もみられることから、学校規模の小規模化が進行する学校がある一方で、大規模な学校も存在しており、学校間における学校規模の差が生じています。



※各年5月1日現在（中学校夜間学級を除く）。2031年の規模別学校数は、2026年5月1日現在で住民登録されている0歳児から5歳児が毎年進級するという仮定のもとで試算している。

(2) 学校規模適正化の観点



文部科学省手引では、学校規模に応じて、次のような特徴が示されています。

小規模の学校の特徴

- ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ・意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ・様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ・複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ・運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ・教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT 機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ・異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ・地域の協力が得られやすく、地域住民の方々の学校への積極的な参画を期待できるため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ・児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。
- ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない。
- ・習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ・クラブ活動や部活動の規模や種類が限定される。
- ・運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・男女比の偏りが生じやすい。
- ・上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ・音楽科、体育科等における集団で行う教育活動の実施に制約が生じる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ・生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・教師と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

大規模の学校の特徴

- ・学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ・集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- ・同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ・教師集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- ・児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- ・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
- ・学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。

また、過去の学校規模の適正化（統合）の事例における児童生徒への直接的な効果として、おおむね以下の事項が文部科学省へ報告されており、文部科学省手引でも紹介されています。

過去の学校規模の適正化（統合）の事例における効果 （文部科学省への報告事例）

- ・良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった。
- ・以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った。
- ・社会性やコミュニケーション能力が高まった。
- ・多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境の中で学力や学習意欲が向上した。
- ・友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった。
- ・多様な意見に触れる機会が増えた。
- ・異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた。
- ・学校が楽しいと答える子供が増えた。
- ・進学に伴うギャップが緩和された。
- ・多様な進路が意識されるようになった。

また、文部科学省手引で示されているそれぞれの特徴以外にも、以下のようなメリット・デメリットが考えられます。なお、本市では、児童を対象に放課後児童対策等事業を実施していることから、学校規模は学校教育だけでなく、放課後の児童の活動場所の確保にも影響を及ぼします。

学校の規模	メリット	デメリット
小規模の学校	・児童生徒の変化や課題に気付きやすい（教職員が児童生徒それぞれの状況を把握しやすく、学習面や生活面の小さな変化にも早期に気付きやすい。）	・保護者の経済的・精神的負担が増える（校外学習等に係る費用負担や PTA 活動等の役割分担において、それぞれの負担が大きくなる場合がある。）
大規模の学校	・将来の社会環境に近い経験を積みやすい（多様な人々と関わりながら活動する経験を通じて、社会性や協調性を育みやすい。）	・放課後の活動場所の確保が課題となる場合がある（児童数の増加に伴い放課後児童対策等事業で利用可能な教室が減少するため。）

本市における小・中学校の現状や、学校の小規模化及び大規模化に伴う課題を踏まえ、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に向け、学校規模の適正化に取り組む必要があります。

学校規模は、児童生徒の教育環境や人間関係の形成、学校行事や部活動等の教育活動、教職員の指導体制、さらには保護者や地域との連携等、学校運営の様々な側面に影響を及ぼします。

一方で、学校規模に応じてそれぞれ特徴があることから、特定の観点のみで判断するのではなく、児童生徒の教育環境の向上を中心に総合的な視点から検討することが重要です。

このため、本市では、次の観点から学校規模の適正化を進めます。

観点	基本的な考え方	主な視点
教育環境の充実	児童生徒が多様な考え方に触れ、豊かな人間関係の中で活力ある教育活動を展開できる学校規模とする。	・多様な人間関係の形成や協働的な学びの機会を確保する。 ・学校行事や児童会・生徒会活動等における多様な活躍の機会を確保する。
指導体制の充実	学校運営上、望ましい教職員体制の構築が可能な学校規模とする。	・教職員が専門性を生かし、組織的・協働的に指導・支援できる体制を確保する。 ・多様な教育課題に対応できる指導体制の充実を図る。
適切な学校運営	組織的かつ効果的な学校運営を行うことができる学校規模とする。	・教育活動を安定的かつ継続的に実施できる学校運営体制を確保する。 ・組織的で持続可能な学校運営を推進する。

(3) 適正規模の範囲



学校規模は、学校教育法施行規則で小学校及び中学校いずれも 12 学級から 18 学級までが標準とされています。また、文部科学省手引では、この標準は地域の実情等を踏まえて弾力的に運用するものとされています。

さらに、同手引では、望ましい学級数の考え方として、小学校はすべての学年でクラス替えが可能となる 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）、中学校は教科ごとの指導体制を確保する観点から 9 学級以上であることが望ましいとされています。

本市では、これらの法令や手引の考え方を踏まえ、教育効果や教育指導体制の充実、学校運営の効率性、学校施設・設備の活用等を総合的に勘案し、小学校は 12 学級から 24 学級まで、中学校は 9 学級から 24 学級までを「適正規模校」と位置づけます。また、「適正規模校」以外の学校については、以下のとおり区分します。

区分	学級数		根拠・参考
	小学校	中学校	
小規模校	11 学級以下	8 学級以下	文部科学省手引（※1）
適正規模校	12～24 学級	9～24 学級	学校教育法施行規則第 41 条、第 79 条（※2） 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条（※3）
大規模校	25～30 学級	25～30 学級	文部科学省手引（※4）
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上	

※1 文部科学省手引（抜粋）

こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも 1 学年 1 学級以上（6 学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教師を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教師を配置するためには、少なくとも 1 学年 2 学級以上（6 学級以上）が必要となります。また、同一教科の免許を保有している教師を複数配置するためには、少なくとも 9 学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

※2 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から第 49 条まで、第 50 条第 2 項、第 54 条から第 68 条までの規定は、中学校に準用する。（以下省略）

※3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

(以下省略)

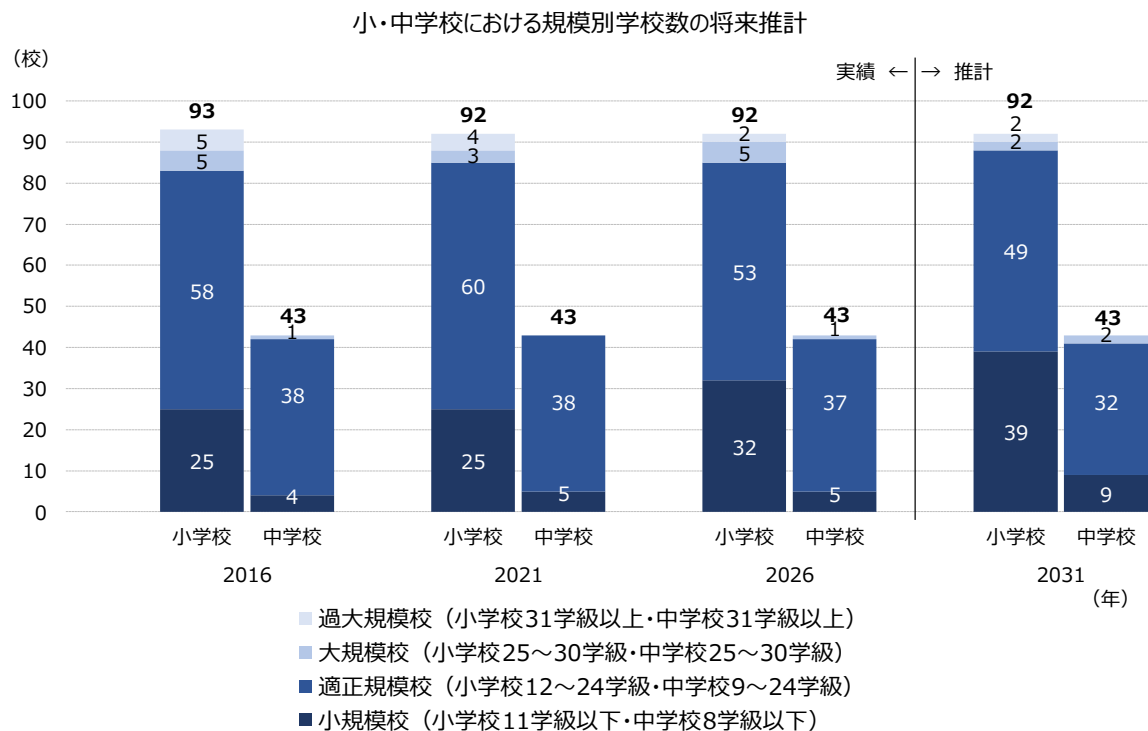
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。

※4 文部科学省手引（抜粋）

文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、(以下省略)

本市では、学校規模及び配置の適正化に向けた検討を行うため、国の標準規模を参考として、本市の実情を踏まえた学校規模区分を用います。今後、小学校を中心に小規模校の増加が見込まれることから、本市基準による学校規模別学校数を把握し、将来を見据えた教育環境の充実に向けて検討を進める必要があります。

以下に、本市基準による学校規模別学校数の推計を示します。児童生徒数の将来推計に伴い、学校規模の構成にも変化が見込まれることから、今後の学校規模及び配置の適正化に向けた基礎資料として整理しています。



※各年5月1日現在(中学校夜間学級を除く)。2031年の規模別学校数は、2026年5月1日現在で住民登録されている0歳児から5歳児が毎年進級するという仮定のもとで試算している。



第 4 章 学校配置

(1) 基本的な考え方



学校の配置については、児童生徒が安全・安心に通学できる環境の整備を基本とし、通学に要する負担の軽減に十分配慮するものとします。

特に、通学距離や通学時間は児童生徒の日常的な学校生活に影響を及ぼすことから、身体的・心理的負担の軽減を図ることや、通学路における交通安全や防犯面等、安全な通学環境の確保を重要な視点として学校配置を検討します。

また、学校は児童生徒の教育活動の場であることに加え、地域コミュニティの拠点としての役割を担っています。そのため、学校配置の検討に当たっては、教育上の観点だけではなく、地域との関係性や地域活動への影響、地域コミュニティの維持・活性化にも配慮し、総合的に判断します。

さらに、児童生徒数の減少や地域によって偏りがある状況を踏まえ、将来の児童生徒数の推計や地域の状況を見据えた多面的な分析を行い、中長期的な視点に立って、適正な学校規模の確保と学校配置とのバランスを図りながら取り組みます。

(2) 通学距離及び時間の基準



学校の配置の検討に当たっては、児童生徒の通学に係る身体的・心理的負担の軽減及び通学時の安全確保に十分配慮し、通学距離及び通学時間が適切な範囲となるよう努めます。

通学距離は、文部科学省手引における考え方を踏まえ、小学校ではおおむね 4 キロメートル以内、中学校ではおおむね 6 キロメートル以内を一つの目安とします。ただし、地形や道路状況、公共交通機関の利便性、通学路の人通りや交通量等の地域特性を十分考慮し、地域の実情に応じて適切に判断します。

また、通学時間は、公共交通機関の利用も含め、おおむね 1 時間以内となるよう配慮し、児童生徒の通学に伴う負担の軽減に努めます。

さらに、通学路における交通安全や防犯面の安全確保に加え、地域や保護者による見守り活動との連携等、安全・安心な通学環境の確保を図りながら学校配置を検討します。

(3) 通学区域（地域）との関係



通学区域は、児童生徒の通学の利便性及び安全性の確保、適正な学校規模の維持、さらには地域コミュニティとの関係等の観点から、学校の配置と密接に関連します。

本市の通学区域は、これまでの学校設置の経緯や道路・交通機関等の整備状況、地域の成り立ち等を背景として形成されており、見直しの検討に当たっては、こうした歴史的・地理的な経過を十分に踏まえる必要があります。

このため、通学区域の見直しに当たっては、個々の地域の実情や児童生徒数の動向、学校規模及び配置のバランスに加え、地域コミュニティや地域活動への影響にも配慮しながら、全市的な視点から総合的に検討します。

また、見直しに際しては、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、児童生徒にとってより良い教育環境の充実を最優先として進めることに加え、地域とのつながりにも配慮した持続可能な学校配置の実現をめざします。



第5章 めざす姿

これまで整理してきたように、本市では人口減少や少子化の進行に伴い、特に小学校で小規模化が進んでいます。

小規模校には、個々の児童生徒にきめ細かな指導を行いやすいといった良さがある一方で、クラス替えが全部又は一部の学年でできないなど、児童生徒の多様な人間関係を築く機会が限られることや、校外活動等の教育活動における児童生徒への支援体制の確保に影響が生じること等、学校規模に起因する課題が生じる場合もあります。

学校は、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、互いに認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めること等を通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付ける重要な場です。そのため、教育を十全に実施するためには、一定規模の児童生徒集団の確保等が望ましいと考えられます。

このような中であって、本市がめざす「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」の育成のため、児童生徒が自ら学び続け、他者と協働しながら、学んだことを自分の人生や社会で生かすことのできる幅広い力を身に付けられるよう、より良い教育環境の充実に取り組む必要があります。

また、本市が実施する小・中学校の公教育では、居住する地域にかかわらず、すべての児童生徒に等しく学習機会を保障し、教育の公平性を確保することが重要です。

こうしたことから、学校規模及び配置の適正化は、単に学校規模等の見直しが目的ではなく、すべての児童生徒がより良い教育環境の中で学び、成長するための基盤を整備する重要かつ喫緊の取組です。一定の児童生徒数や学級数を将来にわたって確保し続け、多様な学びや人との出会いが生まれる教育環境の実現をめざします。

教育環境の充実は、「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げる「目標 4 質の高い教育をみんなに」の実現に寄与するものです。

また、学校規模及び配置の適正化の推進に当たっては、保護者・地域・学校が相互に連携しながら取り組むことが重要であり、「目標 17 パートナースhipで目標を達成しよう」の理念にもつながります。





第 6 章 学校規模及び配置の適正化の方策

(1) 取組の基本的な考え方



本市では、第 5 章で示した「めざす姿」の実現に向け、学校規模及び配置の適正化に取り組みます。

児童生徒数の減少に伴い、特に小学校における小規模化が進行しており、6 学級以下（全学年単学級）の学校をはじめ、11 学級以下でクラス替えができない学年がある学校や、今後更なる小規模化が見込まれる学校が増加しています。このため、学校規模及び配置の適正化の取組は、小学校を優先的に進めることを基本とします。なお、中学校は、小学校と連動して全体像を描きながら進める必要があるため、小学校における取組との整合性を図りながら進めます。

また、学校規模が小さいほど、児童生徒同士の多様な関わりや教職員体制の確保、学校運営等に影響が生じやすいことを踏まえ、学校規模（支援学級を除く学級数）を基本的な指標としつつ、将来的な学校規模の見通し等を勘案して取組の優先度を設定します。

取組に当たっては、学校規模のみを機械的に判断基準とするのではなく、教育上の課題や学校配置の状況、通学条件、地域特性及び将来の児童生徒数の推計等を総合的に勘案しながら進めます。

(2) 取組手法



学校規模及び配置の適正化に当たっては、児童生徒にとってより良い教育環境の充実を最優先としながら、学校や校区の状況に応じた手法を検討します。

小規模校については、教育上の課題や校区の実情等を踏まえた上での再編を基本的な手法とします。校区の状況や将来的な見通しによっては、施設一体型小中一貫校や義務教育学校等の小中一貫教育の導入、特認校制度の活用等、多様な手法を比較検討し、それぞれの学校や地域にとって最適な手法を選択します。

大規模校については、教育活動や学校運営への影響を踏まえ、まずは施設整備等による対応を基本とします。なお、施設面での対応のみでは課題の解消が困難な場合には、学校教育法施行令に規定する指定校変更許可区域の設定等による通学区域の見直しも視野に入れて検討します。

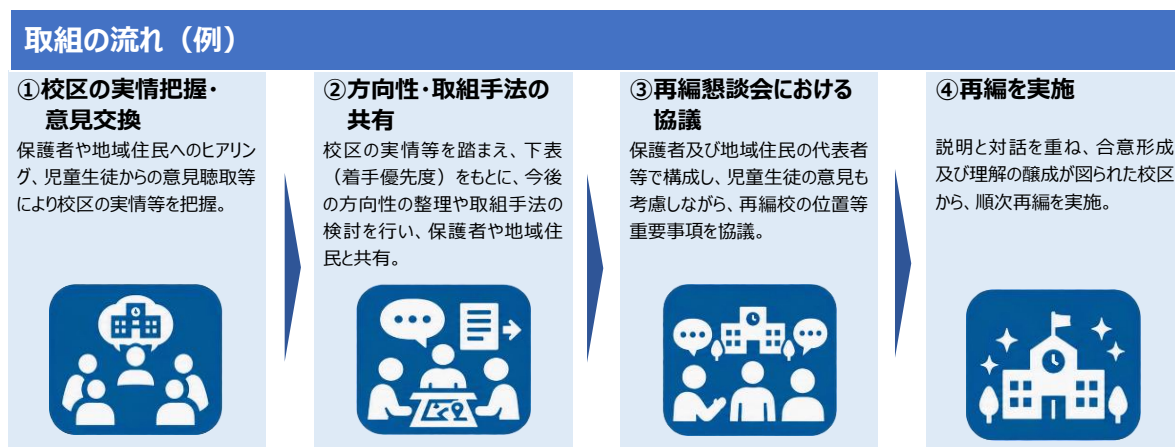
再編の取組の流れの一例として、保護者や地域住民へのヒアリング等に合わせて児童生徒からの意見聴取も検討し、校区の実情把握や意見交換を行います。

その結果を踏まえた上で、今後の方向性の整理及び取組手法の検討を行い、その内容を保護者や地域住民と共有します。なお、対象校は、学校規模、教育上の課題への対応状況、通学条件、校区特性及び将来見通し等を踏まえ、継続して小規模の状況が見込まれる学校とします。

その後、保護者代表、地域住民代表、学校教職員等で構成する「再編懇談会」を設置し、再編校の位置、開校時期、校名、通学の安全確保等の重要事項について、児童生徒の意見も考慮しながら協議を行います。

本市は、丁寧な説明と対話を重ねながら理解と協力を得ることを基本とし、合意形成及び理解の醸成が図られた校区から、順次再編を実施します。

また、再編の実施後は、取組の経過や成果、課題等について検証を行い、その結果を以降の学校規模及び配置の適正化の取組に反映します。特に、下図「取組の流れ（例）」に示す「②方向性・取組手法の共有」から「④再編を実施」までの一連の取組について、個別の再編ごとに検証し、その経験や知見を蓄積することで、取組手法の改善や見直しを図りながら、児童生徒にとってより良い教育環境の充実につなげていきます。



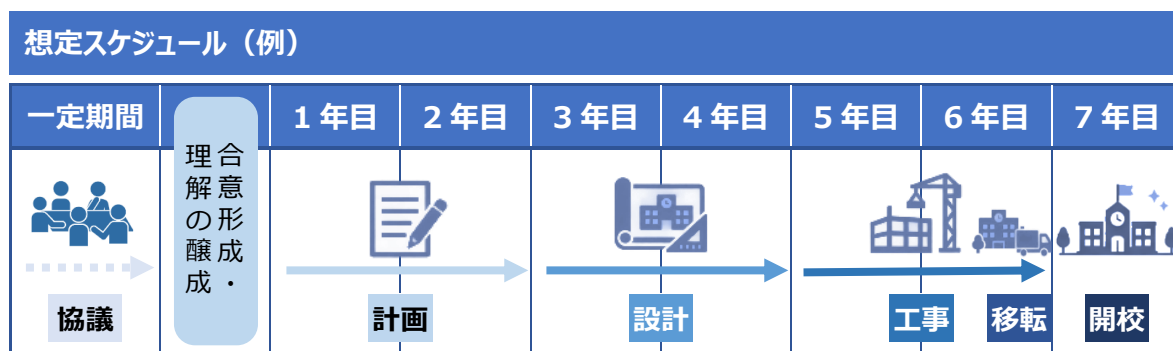
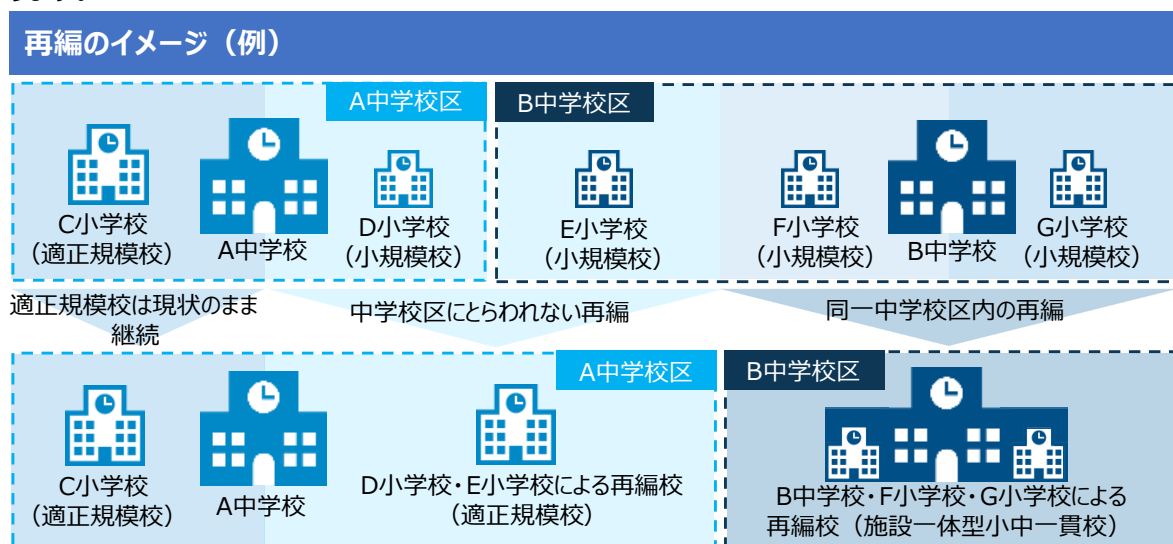
着手優先度	将来的な学校規模・状況の目安	学校規模	考え方
優先度Ⅰ	6 学級以下 (全学年単学級)	小規模校	更なる小規模化による教育上の課題が生じる可能性が非常に高い状況にあることから、最優先で具体的な検討に着手する。
優先度Ⅱ	一部の学年で クラス替えが できない状況	小規模校	小規模化により教育上の課題が生じる可能性が高い状況にあることから、優先度Ⅰに次ぐ対象として具体的な検討を進める。

※中学校の規模適正化も、小学校における優先度に準じて取り組む。

※大規模校については、教育活動や学校運営に関するデータを収集・分析し、その結果を踏まえ必要な対応を検討する。現状の教育環境が適切に維持されている場合には、現行体制を継続することも含めて判断する。

再編の対象や組合せについては、中学校区を基本としながらも、将来の児童生徒数の推計や地域の人口動向を見据え、中長期的な視点から将来にわたり持続可能な教育環境を確保できるよう、学校規模や通学条件、地域特性等を踏まえ、必ずしも既存の中学校区に限定せず柔軟に検討します。また、適正規模校については、原則として現在の教育環境を維持しながら、周辺校の状況等も考慮して再編の必要性を判断します。

想定スケジュールの一例として、校舎の新設を伴う再編の場合には、新校舎整備の計画、設計及び工事並びに移転準備等が必要となることから、再編の決定から新校舎での開校までおおむね 6 年間と見込みます。ただし、具体的な期間は、再編の内容や施設整備の方法、校区の状況等に応じて異なります。





第7章 学校規模及び配置の適正化に係る留意事項

学校は、児童生徒の教育のために設置している施設であり、また、地域の交流の場、災害時の避難所、地域活性化の拠点等、地域において様々な機能を有しています。

このため、学校規模及び配置を検討する上では、学校が地域コミュニティの拠点として様々な役割を担っていることを踏まえ、当事者である児童生徒や保護者の声を重視しつつ、地域住民等の関係者との信頼関係を築きながら、検討の過程を大切にした対話や議論を重ねることが必要です。

また、安全・安心な通学路や、学校施設の整備、学校跡地の利活用等、学校規模及び配置を検討する各段階で求められる視点や課題を踏まえながら進めることが重要です。

(1) 児童生徒及び保護者の視点



学校は児童生徒が学び、成長するための教育の拠点であることから、学校規模及び配置の適正化に当たっては、児童生徒にとってより良い教育環境の充実を最優先とします。

再編は、通学環境や学習環境、人間関係等、児童生徒を取り巻く環境が変化し、児童生徒及び保護者に様々な影響が生じることが想定されます。このため、学校間交流や情報提供等を行うことにより、児童生徒が新たな環境へ円滑に移行できるよう取り組みます。特に、児童生徒の心理的負担を軽減できるよう、必要に応じて関係部局と連携しながら支援体制の構築について検討します。また、個別の教育的支援を必要とする児童生徒については、環境の変化による影響を十分踏まえる必要があります。

あわせて、放課後児童対策等事業についても、学校施設の利用環境に変化が生じる場合があることを踏まえ、活動場所への影響に配慮します。

学校規模及び配置の適正化に伴う環境の変化に対応するため、保護者・地域・学校が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら児童生徒の学びと成長を支える環境の構築に努めます。



(2) 地域の視点



学校は教育施設としての役割に加え、地域コミュニティの拠点として、地域活動や交流、防災等様々な役割を担っています。また、地域による児童生徒の見守り活動や文化的活動等、学校と地域は密接な関係のもとで支え合っています。児童生徒も地域行事や伝統文化の継承活動、ボランティア活動等への参加を通じて地域を支える役割を担っており、学校と地域とのつながりは地域コミュニティの

維持にとどまらず、その活性化にも寄与しています。

そのため、学校規模及び配置の適正化に当たっては、地域の見守り活動や文化的活動等の継続性に与える影響を踏まえ、地域との連携を重視します。

また、学校が地域コミュニティの拠点として果たしている役割に十分配慮し、保護者、地域及び学校との十分な協議を行い、理解と協力を得ながら進めます。



(3) 児童生徒の意見



学校規模及び配置の適正化は、児童生徒自身の学校生活や学習環境に直接関わる取組であることから、検討の段階に応じて児童生徒の意見を聴取し、より良い教育環境の充実につなげます。

意見の聴取に際しては、児童生徒の年齢や発達段階を踏まえ、意見を求める内容や時期、方法について十分に検討しながら実施します。



(4) 安全・安心な通学路の確保



学校規模及び配置の適正化に伴い通学区域が変更となる場合には、通学距離や通学時間等の変化が生じることから、児童生徒の安全確保を最優先とします。

そのため、保護者、地域、学校及び関係機関と連携しながら、安全・安心な通学環境の確保に取り組みます。

また、通学路の状況や通学環境の実態を踏まえ、必要に応じて通学支援策についても検討します。



(5) 再編校の施設整備



再編校については、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に向け、必要な施設整備を行います。

その際には、学習環境や生活環境の向上を図ることに加え、既存施設の有効活用や施設の長寿命化を踏まえ、効率的かつ効果的な整備を進めます。

また、学校施設は教育活動の場であるだけでなく、災害時の避難所等、地域防災の拠点としての役割も担っていることから、その多面的な役割にも配慮しながら整備を行います。



(6) 学校跡地の利活用



学校跡地については、庁内利活用を最優先に、本市の基本計画や他の主要な計画との連携や整合を図った上で、学校が地域活性化の拠点でもあることや、地域の特性、地域住民の要望、費用対効果等を踏まえ、教育委員会事務局のみでなく庁内関係部局と連携して、有効な利活用の方法を幅広く検討します。

なお、学校跡地の利活用の検討は、児童生徒にとってより良い教育環境の充実に目的とする学校規模及び配置の適正化の進捗に影響を与えないように進めることとします。





第 8 章 基本方針の推進及び検証

(1) 行動指標



学校規模及び配置の適正化を進めるに当たっては、対象校区の保護者や地域住民との丁寧な対話を重ねながら、理解と協力を得て進めることが不可欠です。そのため、再編の実施件数や実施時期を一律の数値目標として設定し、その達成をめざす手法は本方針の趣旨になじまないものと考えています。

学校規模及び配置の適正化は、地域ごとに異なる歴史や成り立ち、児童生徒数の状況、地域コミュニティとの関係等を十分に踏まえながら進める必要があります。また、再編の実施そのものが目的ではなく、第 5 章で示した「めざす姿」の実現に向けて、児童生徒にとってより良い教育環境の充実が目的です。

このため、本市では、再編件数等を成果目標として設定するのではなく、本市が主体的に取り組むことができる事項を「行動指標」として設定します。行動指標は、対象校区の実情把握や課題整理を行い、将来的な学校規模の見通しや地域特性等を踏まえながら、今後の方向性や取組手法の検討・共有を着実に進めるための指標として位置づけます。

行動指標

**全部の学年及び一部の学年でクラス替えができない小学校全校の
校区実情を把握し、取組手法の検討に着手する**

※新たに一部の学年でクラス替えができない状況となった小学校は、当該年度中に着手する。

これは、学校規模及び配置の適正化を進めるためには、まず保護者や地域住民との対話を通じて校区の実情や教育上の課題を把握し、その上で再編の実施、通学区域の見直し、小中一貫教育の導入その他の方策の比較検討が不可欠であるとの考えによるものです。

したがって、本市は「取組の結果のみ」を評価するのではなく、こうした「検討プロセス」を着実に積み重ねることを重視します。

(2) 基本方針の見直し



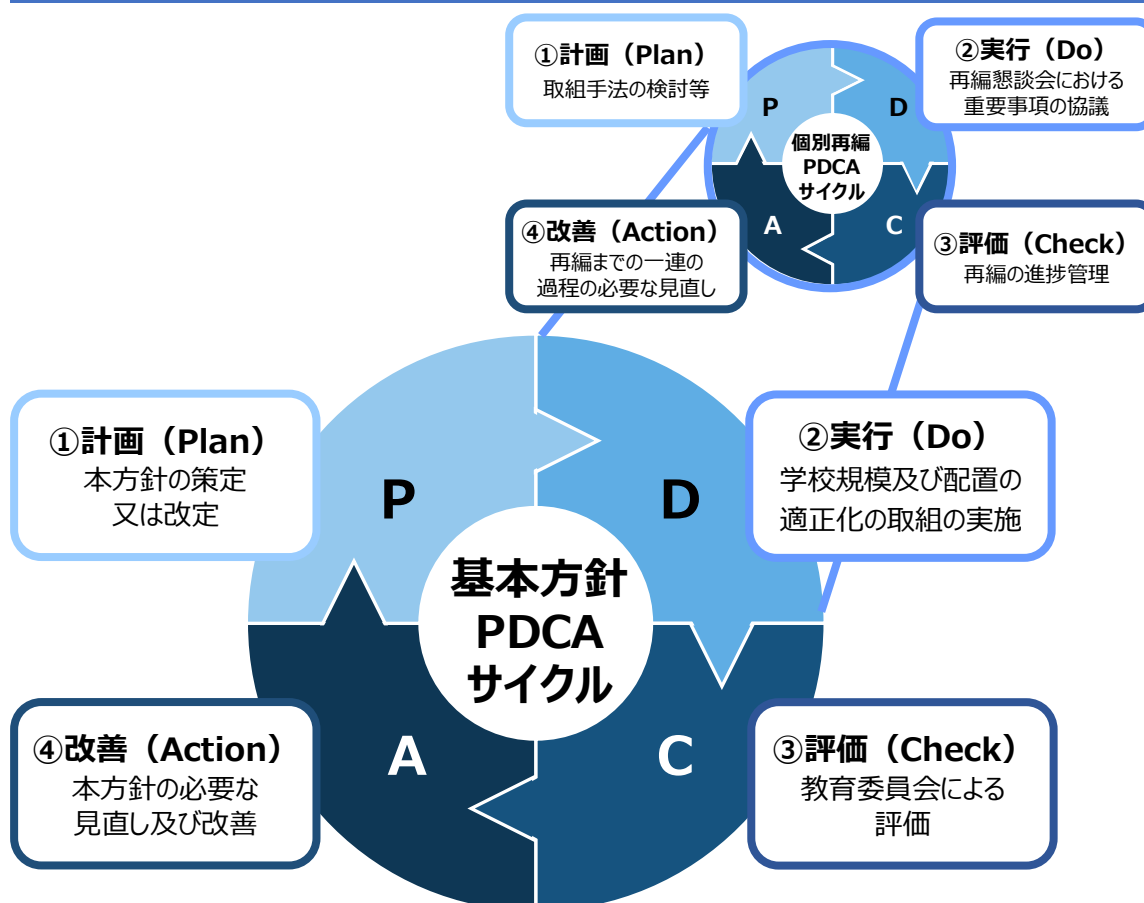
学校規模及び配置を取り巻く状況は、児童生徒数の動向や人口構造の変化、教育制度の改正、社会情勢の変化等により、今後も変化することが想定されます。そのため、本方針は策定後も状況の変化に応じて継続的に検証し、必要に応じて見直します。

具体的には、①本方針の策定又は改定（Plan）、②本方針に基づく学校規模及び配置の適正化の取組の実施（Do）、③行動指標の達成度を含む進捗状況や取組成果に対する教育委員会による評価（Check）、④評価結果を踏まえた本方針の必要な見直し及び改善（Action）というPDCAサイクルにより、本方針に基づく取組を推進します。

また、本方針に基づく学校規模及び配置の適正化の取組（Do）の一環として個別の再編を進める場合でも、①校区の実情把握等を踏まえた取組手法の検討等（Plan）、②再編懇談会における重要事項の協議（Do）、③校区の実情把握等や再編懇談会における協議の過程に関する進捗管理（Check）、④進捗管理を踏まえた再編までの一連の過程の必要な見直し（Action）というPDCAサイクルにより進めます。

さらには、児童生徒数の動向や社会情勢の変化、教育制度の改正その他本方針に影響を及ぼす状況の変化が生じた場合には、その内容を踏まえて必要な見直しを行い、将来にわたり児童生徒にとってより良い教育環境の充実が図られるよう、本方針の実効性を確保します。

基本方針に係るPDCAサイクルと個別の再編に係るPDCAサイクルの関係





用語解説

	語句	説明
あ行	ICT	Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワーク等を活用して情報の処理・伝達を行うための通信技術をいう。
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。2015 年に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に盛り込まれた、2030 年までの達成をめざす持続可能な開発目標をいう。
か行	過大規模校	本方針において、大規模校を上回る規模の学校として位置づける学校をいう。小学校及び中学校いずれも 31 学級以上の学校とする。
	学校規模及び配置の適正化	児童生徒にとってより良い教育環境の充実を図るため、学校規模及び学校配置について、再編をはじめとする様々な方策を総合的に検討し、改善する取組をいう。なお、本方針において単に「学校規模の適正化」と表記する場合も、特に区別する趣旨がない限り、「学校規模及び配置の適正化」と同義で用いる。
	義務教育学校	学校教育法に基づき設置される 1 年生から 9 年生までの義務教育を一貫して行う学校をいう。
	教育環境	児童生徒が学習し成長するための人的・物的環境及び学校生活全般の環境をいう。
	校区	児童生徒が通学する学校の範囲として、教育委員会が定める区域をいう。本方針では通学区域と同義で用いる。
さ行	再編	学校規模及び配置の適正化を図るために実施する学校施設の統合、校区の見直しその他これらに類する取組をいう。
	再編校	学校規模及び配置の適正化の取組に伴い再編を実施した後の学校をいう。
	再編懇談会	個別の再編を検討する際に設置する協議の場をいう。保護者代表、地域住民代表、学校教職員等で構成し、再編校の位置、開校時期、校名、通学の安全確保等の重要事項の協議を行う。
	施設一体型小中一貫校	小学校及び中学校が同一敷地又は同一施設内で連携し、9 年間を見通した教育課程や指導体制により一貫した教育活動を行う学校をいう。

	語句	説明
さ行	施設整備	学校施設の新築、増築、改修、長寿命化その他教育環境の向上に必要な整備をいう。
	施設の長寿命化	老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるため、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修をいう。
	指定校	学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会が児童生徒の就学すべき学校として指定する小学校又は中学校をいう。
	指定校変更許可区域	学校教育法施行令第 8 条の規定に基づく指定校変更を認めるため、教育委員会が定める区域をいう。
	児童生徒	小学校に在籍する児童及び中学校に在籍する生徒をいう。なお、本方針において「こども」は、児童生徒を含むものとして用いる。
	小規模校	本方針において、小学校は 11 学級以下、中学校は 8 学級以下の学校をいう。
	小中一貫教育	小学校と中学校が連携し、9 年間を見通した教育課程や指導体制により一貫した教育を行う取組をいう。
た行	大規模校	本方針において、適正規模校を上回る規模の学校として位置づける学校をいう。小学校及び中学校いずれも 25～30 学級の学校とする。
	地域	学校の通学区域を中心として形成されるコミュニティ及びその区域に居住し、又は地域活動に関わる住民、団体等をいう。
	通学区域	「校区」の説明を参照。
	適正規模校	<p>本方針において、本市が望ましい学校規模として位置づける学校をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市基準：小学校 12～24 学級、中学校 9～24 学級 ・国の標準規模：小学校及び中学校いずれも 12～18 学級 <p>本市基準は、学校教育法施行規則に定める標準規模や文部科学省手引の考え方を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定したものである。</p>
	統合	再編の手法の一つであり、複数の学校を一つの学校として再編することをいう。
	特認校制度	一定の条件のもと、校区に関わらず児童生徒の就学を認める制度をいう。

	語句	説明
は行	複式学級	二つ以上の異なる学年を合わせて一つの学級として編制した学級をいう。
	放課後児童対策等事業	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない児童等を対象に、放課後等の安全・安心な居場所を提供し、遊び等を通じて児童の健全育成や、保護者の子育てと仕事の両立を支援するための制度をいう。本市では、学校施設等を活用し、以下の３事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのびルーム：児童福祉法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業として実施する放課後児童クラブ（こども家庭庁所管事業）であり、児童の健全育成及び保護者の就労支援を行う事業 ・放課後ルーム：放課後子供教室（文部科学省所管事業）として、全児童を対象に様々な体験や交流の機会を提供する事業 ・堺っ子くらぶ：「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の機能を一体的に提供する事業